

租税条約

正式名称： 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と〇〇国政府との間の条約」

《主な内容》

- 二重課税の調整
 - 両国間の課税権の調整（恒久的施設の範囲、移転価格税制、投資所得の限度税率 等）
 - 発生した二重課税の排除方法（外国税額控除制度等）
- 租税回避への対応
 - 税務当局間の情報交換、相互協議
 - 条約濫用を防止する措置等
- 投資交流の促進
 - 源泉地国での課税を軽減（特に、投資所得）
 - 無差別条項

《交渉相手国選定にあたっての主な視点》

- ① 両国間の経済交流の深度
- ② 我が国企業が相手国で得る投資所得に対する相手国の税率の水準
- ③ 進出先国における我が国企業と他国企業との間の競争条件のバランス
- ④ 現行租税条約において是正すべき事項の有無

我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域

対外直接投資

(単位:億円)

	国・地域	直接投資残高 (平成18年末)	直接投資(フロー)	
			平成17年	平成18年
1	アメリカ	186,004	13,599	10,834
2	オランダ	54,012	3,620	9,940
3	イギリス	37,595	3,221	8,424
4	中国	36,052	7,262	7,172
5	ケイマン諸島	25,469	4,260	3,347
6	タイ	17,647	2,355	2,307
7	シンガポール	16,969	634	444
8	フランス	15,536	607	978
9	オーストラリア	14,486	693	547
10	韓国	12,688	1,966	1,768
11	ベルギー	11,452	-224	163
12	ブラジル	9,310	1,069	1,654
13	香港	9,247	1,963	1,755
14	マレーシア	9,232	590	3,455
15	インドネシア	8,868	1,341	864
16	ドイツ	8,818	304	1,312
17	カナダ	8,108	1,189	1,028
18	台湾	7,525	914	571
19	フィリピン	5,058	470	427
20	インド	2,753	298	597

対内直接投資

(単位:億円)

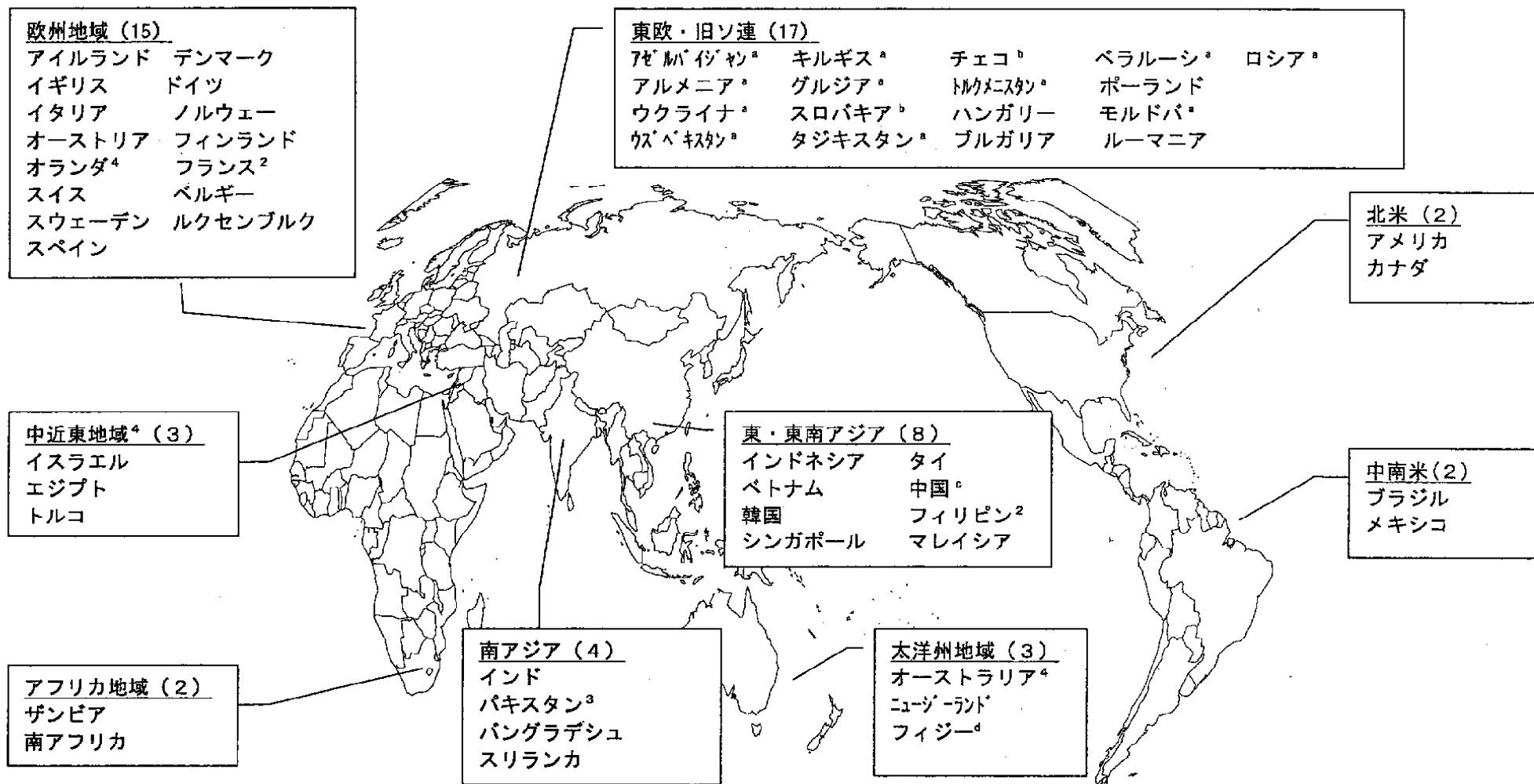
	国・地域	直接投資残高 (平成18年末)	直接投資(フロー)	
			平成17年	平成18年
1	アメリカ	49,933	85	140
2	オランダ	14,478	2,663	-8,612
3	フランス	13,734	-88	322
4	ケイマン諸島	9,989	1,218	-51
5	イギリス	5,929	155	2,093
6	ドイツ	5,449	259	-622
7	シンガポール	5,001	679	1,265
8	スイス	3,139	-908	369
9	カナダ	2,716	-1,098	-3,209
10	香港	2,293	1,129	-2,467
11	ベルギー	2,260	-1,407	1,024
12	ルクセンブルク	1,945	396	-18
13	台湾	1,754	-34	128
14	スウェーデン	882	-72	778
15	イタリア	588	7	56
16	オーストラリア	577	-125	41
17	韓国	503	32	126
18	スペイン	232	48	47
19	中国	119	13	14
20	ロシア	54	-	-

(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。

(出所) 日本銀行「国際収支統計」

我が国の租税条約ネットワーク

(45 条約、56 カ国適用／平成 19 年 10 月現在)



- (注) 1. a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
 2. 昨年 12 月署名された日比租税条約、今年 1 月署名された日仏租税条約は、本年 6 月に国会において承認（未発効）。
 3. パキスタンとの新租税条約締結交渉が本年 6 月に、オーストラリアとの新租税条約締結交渉が本年 8 月に基本合意に達した。
 4. 現在、オランダ、クウェート及びUAEと条約交渉中。

OECDモデル条約の条文構成

条約の範囲・定義に関する規定

- 第1条 対象となる者
- 第2条 対象となる租税
- 第3条 一般的定義
- 第4条 居住者
- 第5条 恒久的施設

雑則的規定

- 第28条 外交使節団及び
領事機関の構成員
- 第29条 適用地域の拡張
- 第30条 発効
- 第31条 終了

課税権の配分に関する規定

- 第6条 不動産所得
- 第7条 事業利得
- 第8条 海運、内陸水路運輸及び航空運輸
- 第9条 関連企業
- 第10条 配当
- 第11条 利子
- 第12条 使用料
- 第13条 譲渡収益
- 第14条 [削除]
- 第15条 給与所得
- 第16条 役員報酬
- 第17条 芸能人及び運動家
- 第18条 退職年金
- 第19条 政府職員
- 第20条 学生
- 第21条 その他の所得
- 第22条 財産

二重課税の除去・租税回避への 対応等に関する規定

- 第23条 二重課税の除去
- 第24条 無差別待遇
- 第25条 相互協議手続
- 第26条 情報の交換
- 第27条 徴収共助

我が国と主要国との間の租税条約における投資所得(10～12条)の限度税率

		配当		利子	使用料
		(親子会社間)	(一般)		
アメリカ	署名 平成 15 年 発効 平成 16 年	免税 (持株割合 50%超)	10%	10% (金融機関等が受け取る 利子は免税)	免税
		5% (持株割合 10%以上)			
イギリス	署名 平成 18 年 発効 平成 18 年	免税 (持株割合 50%以上)	10%	10% (金融機関等が受け取る 利子は免税)	免税
		5% (持株割合 10%以上)			
イタリア	署名 昭和 44 年 発効 昭和 48 年 ※最終改正 昭和 55 年	10%	15%	10%	10%
オランダ	署名 昭和 45 年 発効 昭和 45 年 ※最終改正 平成 4 年	5%	15%	10%	10%
カナダ	署名 昭和 61 年 発効 昭和 62 年 ※最終改正 平成 11 年	5%	15%	10%	10%
スイス	署名 昭和 46 年 発効 昭和 46 年	10%	15%	10%	10%
ドイツ	署名 昭和 41 年 発効 昭和 42 年 ※最終改正 昭和 58 年	10%	15%	10%	10%
フランス (改正条約)	署名 平成 7 年 発効 平成 8 年 (改正条約は未発効)	免税 (持株割合 直 15% 直間 25%以上)	10%	10% (金融機関等が受け取る 利子は免税)	免税
		5% (持株割合 10%以上)			
オーストラリア (改正条約)	署名 昭和 44 年 発効 昭和 45 年 (改正条約は未発効)	免税 (持株割合 80%以上)	10% (不動産投資信託 (REIT) 等からの配当に対する限度 税率は15%)	10% (金融機関等が受け取る 利子は免税)	5%
		5% (持株割合 10%以上)			

※ フランス改正議定書は、平成 19 年 6 月に国会にて承認されており、今後、両国において国内手続きが終了した後に発効することとなる。

※ 配当に対する税率は日本側の税率を示す。

わが国と主なアジア諸国との間の租税条約における投資所得(10～12条)の限度税率

		配当		利子	使用料
		(親子会社間)	(一般)		
【参考】 アメリカ	署名 平成 15 年 発効 平成 16 年	免税 (持株割合 50%超) 5% (持株割合 10%以上)	10%	10% (金融機関等が受け取る 利子は免税)	免税
インド	署名 平成元年 発効 平成元年 (最終改正 平成 18 年)	10%	10%	10%	10%
韓国	署名 平成 10 年 発効 平成 11 年	5%	15%	10%	10%
シンガポール	署名 平成 6 年 発効 平成 7 年	5%	15%	10%	10%
タイ	署名 昭和 38 年 発効 昭和 38 年 (最終改正 平成 2 年)	20% (産業的事業を営む法人か らの配当 15%)	—	25% (金融機関等が受け取る 利子は 10%)	15%
中国	署名 昭和 58 年 発効 昭和 59 年	10%	10%	10%	10%
フィリピン (改正条約)	署名 昭和 55 年 発効 昭和 55 年 (改正条約は未発効)	10%	15%	10%	10%

※ フィリピン改正議定書は、平成 19 年 6 月に国会にて承認されており、今後、外交上の公文の交換を経て、発効することとなる。

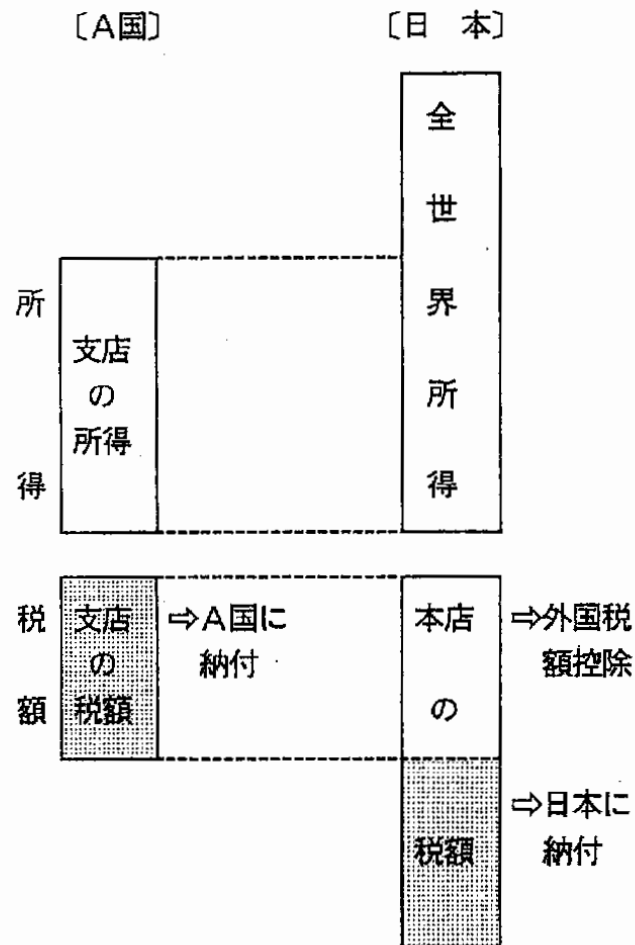
※ 配当に対する税率は日本側の税率を示す。

みなし外国税額控除(23条関係)

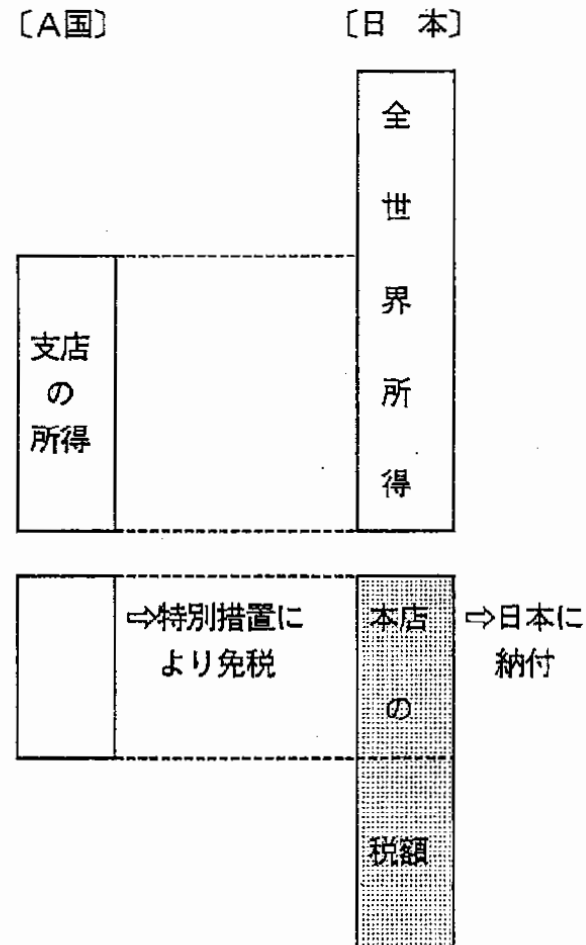
- みなし外国税額控除制度は、租税条約相手国に投資している自国の居住者が相手国の租税優遇措置により減免を受けた租税の額を、相手国において納付したものとみなして自国の税額から控除することを認めるものである。
- この制度に対しては、内外で、問題点が指摘され、縮減・廃止が提案されている。
 - ① 「OECD みなし税額控除報告書」(平成9年)において、相手国への投資誘致支援として有効な手段とは言えない点、濫用の可能性がある点が問題点として指摘され、供与期限を付するなどできる限り見直し・縮減を図るべきである、とされている。
 - ② 「平成15年度における税制改革についての答申 ーあるべき税制の構築に向けてー」においても「(租税)条約相手国において減免された税額について納付されたものとみなしてわが国の税額から控除するみなし外国税額控除については、開発途上国からの強い要請を受け、これらの国々の経済状況等も踏まえ、租税条約において特例的な取扱いとして認めているものである。しかしながら、課税の公平性や中立性の観点から、一部の租税条約にある、適用期限の付されていないみなし外国税額控除についても、今後、条約改正の機会を捉えて廃止・縮減に努めるべきである。」とされている。
- みなし外国税額控除制度は、開発途上国である条約相手国が経済開発を促進するために採る外国企業誘致措置等の政策減税を、我が国の課税権を制約することにより支援するものであることを踏まえ、その政策効果や両国の経済状況等を総合的に勘案した対応をすることとしている。

みなし外国税額控除の仕組み

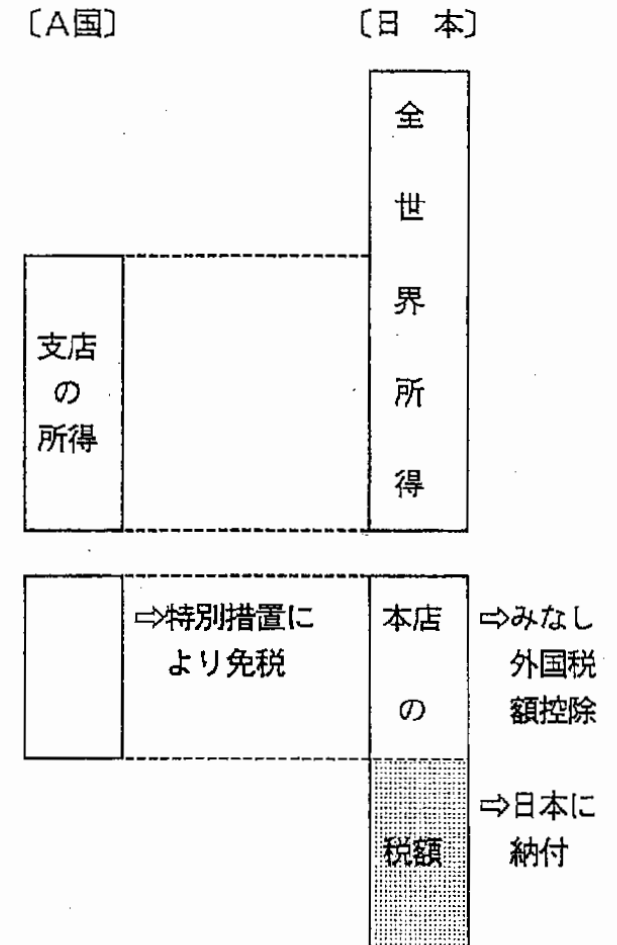
1. A国で通常の法人税課税



2. A国で特別措置により免税
(条約にみなし外国税額控除の規定なし)



3. A国で特別措置により免税
(条約にみなし外国税額控除の規定あり)



わが国がみなし外国税額控除を供与する国

平成 19 年 10 月現在

	供与国	署名日	供与期限
1	パキスタン	昭和 35. 6. 28	新条約にて廃止予定 (平成 19 年 6 月基本合意)
2	スリ・ランカ	昭和 42. 12. 12	
3	ザンビア	昭和 45. 2. 19	
4	アイルランド	昭和 49. 1. 18	昭和 56 年から適用なし
5	スペイン	昭和 49. 2. 13	昭和 44 年から適用なし
6	ブラジル	昭和 51. 3. 23 (昭和 42. 1. 24)	
7	フィリピン	昨年 12 月に改正条約に署名 (平成 18. 12. 9)	発効の翌年より 10 年間
8	インドネシア	昭和 57. 3. 3	昭和 60 年から適用なし
9	中国	昭和 58. 9. 6	
10	インド	平成 18. 2. 24 (昭和 44. 4. 8)	条約改正にて廃止 (平成 18 年 6 月発効)

	供与国	署名日	供与期限
11	タイ	平成 2. 4. 7 (昭和 38. 3. 1)	
12	バングラデシュ	平成 3. 2. 28	
13	ブルガリア	平成 3. 3. 7	平成 13 年
14	トルコ	平成 5. 3. 8	平成 16 年
15	シンガポール	平成 6. 4. 9 (昭和 36. 4. 11)	平成 12 年
16	ヴェトナム	平成 7. 10. 24	平成 22 年
17	メキシコ	平成 8. 4. 9	平成 17 年
18	韓国	平成 10. 10. 8 (昭和 45. 3. 3)	平成 15 年
19	マレーシア	平成 11. 2. 19 (昭和 38. 6. 4)	平成 18 年

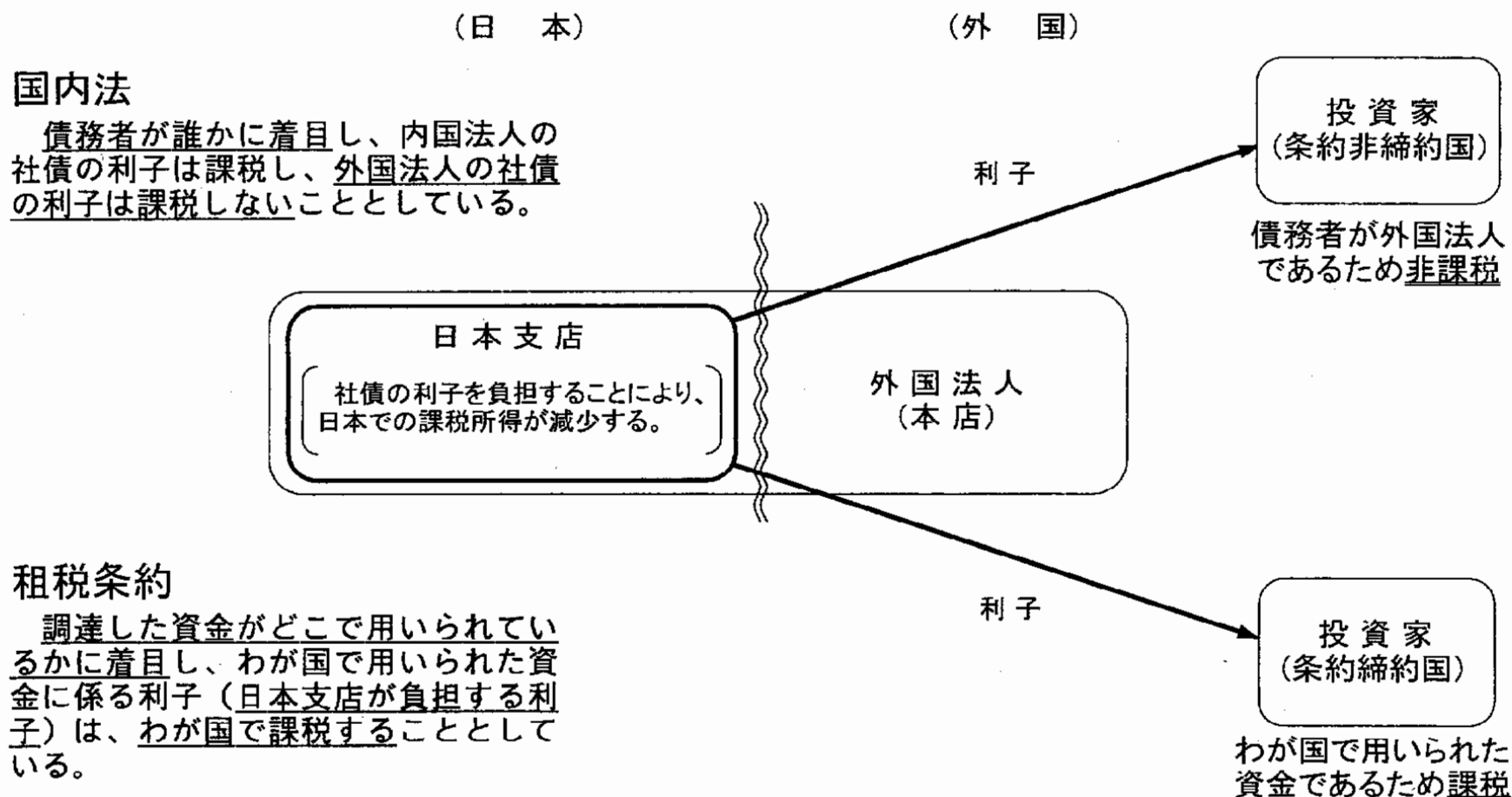
- (注) 1. 署名日は最終改訂署名日を示し、カッコ書きは、最終改訂以前に、みなし外国税額控除の供与を最初に盛り込んだ条約の署名日を示す。
 2. 色付は、現在みなし外国税額控除の適用がない国を示す（アイルランド、スペイン及びインドネシアについては、先方の国内法の改正により、事実上失効している）。
 3. みなし外国税額控除の内容
 (1) 投資所得のみをその対象としている条約：パキスタン、スリ・ランカ、フィリピン
 (2) 投資所得及び事業所得をその対象としている条約：ザンビア、ブラジル、中国、インド、タイ、バングラデシュ、ヴェトナム、メキシコ、マレーシア
 このうち中国及びタイのみが、事業所得に関して、事案ごとにそれぞれ 10 年、13 年という供与期限を設けている。

その他

〔第44回基礎問題小委員会(平17.11.8)提出資料〕

条約上と国内法上との取扱いの差異を利用した租税回避の防止 — 今後の課題 —

外国投資家(非居住者)に対する外国法人発行の社債の利子の課税



ダブルSPCスキームを利用した場合の社債の利子の課税

